

**「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の申請について**

2021年12月10日に給付奨学金が振り込まれている学生は、支給対象者となるため申請は不要です。  
12月21日にKAIT Walker等で別途ご案内しています。

○事業の概要について

新型コロナウイルス感染症の影響で、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、世帯収入・アルバイト収入の減少により大学等での修学の継続が困難となっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給するための文部科学省創設の事業です。

申請を希望される方は、**申請の手引き**を熟読し、「支給対象者の要件(基準)P4」をご確認の上、以下のとおり、必要書類の提出をお願いいたします。

**\* 本給付事業には要件(基準)、採用人数(推薦人数)が定められており、申請者に必ず給付されるものではありませんのでご注意ください。**

【申込手順】

学生課窓口または郵送で申請していただきます。

- ① **申請書【本学様式1】**、**誓約書【本学様式2】**をダウンロードする。
- ② 申請書、誓約書の必要事項を記入し、その他の提出書類とともに提出する。

▷学生課窓口による申請

2022年1月7日(金)から1月14日(金)

平日 9:00-11:40、12:30-17:00

\* 土日祝日は窓口受付は行いませんのでご注意ください。

<学生課窓口申請期限>

2022年1月14日(金)17時申請分まで

▷郵送による申請

〒243-0292 神奈川県厚木市下荻野 1030 神奈川工科大学 学生課奨学金担当宛

\* レターパック等追跡記録の残る方法で郵送してください。

<書類提出期限>

2022年1月14日(金)必着

【問い合わせ先】

**学生支援本部学生課** (お問い合わせフォームへ)